

勝浦市農業委員会会議録

(1 1 月定例会)

平成28年11月22日(火曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村泰輔 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農地の転用の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に係る事業計画書の提出について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

先般の11月11日青葉の森芸術文化ホールでの経営力強化・農地集積シンポジウムにつきましては、皆様方大変お忙しい中ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。

その講演の中でもご案内がございましたとおり、不耕作地の解消、そして農地の集積がこれから先の近々の課題であるという風に認識してきた訳でございます。

勝浦市のみならず、千葉県全体の今後の大きな課題ではなかろうかという風に思っております。

農業委員の皆様方も今後もそのような不耕作地の解消、あるいは農地の集積については特段のご協力を切にお願いを申し上げる次第でございます。

また、今朝ほど福島県沖での地震でマグニチュード5.7、震度5弱というような報道がテレビ等で午前6時頃なされた訳でございますけれども、それに併せて勝浦市内でも危機管理ということで、サイレン等が幾度となく鳴りまして、海岸寄りの地区については非常に危機感を感じたのではなかろうかという風に思っております。

お聞きしたところ、30センチメートル程度潮位が上がったということでございますけれども、被害は無かったということで一安心をした訳でございます。

そういったことでございますので、これから先の皆様方のお仕事である農業、あるいは色々なお仕事に就かれている方がおられますけれども、危機管理を十分しながら今後のお勤めをお願いしまして、整いませんけれども会議に先立ちましての挨拶に代えさせていただきます。

それでは会議を始めたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（高旨粧一会長） 本日の出席委員は9名中9名で、定則数に達しておりますので会議はここに成立をいたしました。

それではただいまから、平成28年勝浦市農業委員会11月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、7番藤江義博委員及び8番滝口裕都委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定

し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、上野の田2筆、延べ1,708平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、自宅に近いため申請地を買い受け活用したいとし、譲渡人は、市外居住のため管理出来ないの譲り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、上野小学校から●側約●●●メートルの地点となります。

続いて、資料の2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は、上植野の登記地目田、現況畑、299平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を買い受け自家消費野菜を作付けしたいとし、譲渡人は、市外居住のため管理出来ないの売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、みずほ学園から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続きまして、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、5番浅野香太郎委員をお願いします。

○5番（浅野香太郎委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

11月20日、申請者と面談し現地を確認したところ、現地は、適正に耕作されておりました。

申請者は、売り渡したい旨の申し入れがあり、家に近く耕作しやすいため申請に至ったとのことです。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番につきまして、1番吉野茂子委員をお願いします。

○1番（吉野茂子委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

11月18日、申請者と面談し現地を確認したところ、現地は、適正に管理されており

ました。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。
調査の結果、許可相当と判断いたします。
皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。
以上です。

- 議長（高吉粧一会長） ありがとうございます。
これをもちまして、地区担当委員の報告を終わります。
これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。
これをもちまして、質疑を終結いたします。
これより、採決いたします。
申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。
よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。
続いて、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

- 議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。
よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。
中村事務局長。

- 事務局長（中村泰輔） 説明します。
はじめに、本件に該当する支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等について農地転用許可制度上の取り扱いについてご説明します。
近年、技術的進歩により農業と太陽光発電を両立して行うことが実用段階に入り、営農型太陽光発電やソーラーシェアリングと呼ばれ全国的にその設置が増えてきておると

ころでございます。

当初は、設備全体の転用許可を求めたり、転用許可を不要としたり、許可権者によりその取り扱いがまちまちであったという問題が続いておりました。

長らく法解釈の明確化が望まれていたことを受けまして、平成25年3月にその取り扱いが明らかにされたもので、下部の農地で営農が継続されることを前提に支柱の部分が一時転用許可の対象とされました。

このことによりまして、今まで転用できなかった農振農用地や第1種農地でも太陽光発電事業が可能となり、農業収入の他に安定した収入を得られるようになった訳です。

許可の要件といたしまして、3年以内の一時転用で支柱部分が簡易な構造かつ容易に撤去できること、下部の農地での適切な営農の継続が確実であるとともに、毎年の単収が地域の平均的な単収より2割以上減少しないことが条件となっております。

それで、問題が無ければ再申請が可能であるとしています。

許可をする際に付される条件といたしまして、毎年報告することが義務づけられ、この報告には、知見を有する者の確認を受けるとなっておりますことから、この書類により適切かどうかの判断が出来るということとなっております。

また、発電設備の設置者が所有者でない場合は、農地法第3条第1項の許可申請も併せて行う必要があります、許可の時期については、第5条の許可に合わせるということとされております。

今回につきましては、設置者と土地の所有者は同一ですので、転用の第4条の許可ということになります。

それでは申請の概要について説明をいたします。

資料については3ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は佐野の畑、1,791平方メートルの内0.35平方メートル、営農型太陽光発電設備を設置するため一時転用を目的とした申請となります。

面積については、支柱の部分と電柱の部分となりますので非常に小さな数値となります。

施設の概要は、支柱56本0.254平方メートル、電柱1本0.096平方メートルで、発電設備の部分は1区画でパネル数300枚、発電量73.5キロワットとなります。

転用期間は、平成29年1月1日から平成31年12月31日、資金計画は全て借入金によるもので、融資証明書により確認をしております。

申請理由につきましては、営農型太陽光発電施設を設置したいとして申請がなされたものでございます。

次に申請位置でございますけれども、国道297号線佐野交差点から●側約●●●メートルの地点となります。

なお、下部の農地で作付けする作目につきましては、日陰を好む野ぶきを作付けするとのことで、営農計画及び影響の見込みは添付の資料のとおりでございますので割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

つづきまして、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、2番末吉光委員をお願いします。

○2番（末吉光委員） それでは報告いたします。

申請の概要は事務局の説明どおりでございます。

11月19日、現地調査を行い本人と面談しました。

申請地は、10年以上耕作されていない農地でありました。

今回、申請者は、営農型太陽光発電事業を行うため申請に至ったとのことでもあります。

許可要件につきましては、立地基準として農振農用地に該当しますが、隣接農地への影響もなく、資金計画も妥当であると思われま

す。下部の農地での耕作ですが、営農計画では野ぶきを作付けすることになっておりますが、野ぶきであれば日陰を好む作物でありますので、平均収量の8割もクリア出来るのではないかと考えられます。

また、申請者は、適正な耕作を行わないと、次回の更新ができないことも十分理解しているようでございました。

調査の結果、太陽光発電施設を設置して収益を上げるのも一つの方法と考えます。

よって、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） ありがとうございます。

これもちまして、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんでしょうか。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 営農型太陽光発電施設ですが、これ一時転用ということで、今まで案件として上がった件数がありますよね。

初めてですか。

私も不勉強だったので調べてはみたのですが、この資金計画について転用については3年以内ということですよ。

継続もできるということなんですけれども、3年以内に何らかの形で太陽光発電の中止とか、下部の野菜の栽培ができないというようになった場合は撤去しなければいけないですよ。

その撤去費用については、この資金計画の中には盛り込まれているのかどうかなんですけれども、これはどうなりますか。

○議長（高吉粧一会長） はい、中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） まず過去の申請ですが、1件ございます。

実情といたしまして、その場所では田んぼを畑に転作するというので、水の抜けが悪くてですね、今年で2年目が終わって3年目に入っているところなんですけど、最初なかなか水が抜けなくて作付けができなくて、土を入れて改良したということで過去2回の報告については、まだ作付けができなかったという報告で県の方に流しています。

今年は現場を見ましたけれども、ある程度作付けができていますので、今回の報告については見込みがあるかなというところなんです。

それで、撤去費用の関係でございますけれども、あくまで申請時点では事業費用のみの計上となっております。

ただし、撤去については簡易に撤去できるような構造であるということが条件であることから、平均単収の8割が作れていない状況で更新の時期になった場合、撤去費用は上物を設置した者が撤去して、農地に復元するということが約束となりますので、撤去しない場合は、その後の違反転用というかたちになります。

費用については、設置者が基本的には負担するということです。

○3番（数金清美委員） もう一点ですね、パネルを設置する時の支柱の高さが最低2メートル以上になっているのですが、この提出された資料には1.95メートルになっているのですが、この辺の扱いはどのようになりますか。

○事務局長（中村泰輔） 通知では概ね2メートル以上となっておりますけれども、実質、概ねという表現になりますので、施設の中で必要な機械の取り回しができて、必要な作業ができるということでございますので、申請者も2メートル近く身長がある方ではないので、特に農作業は可能であるということで、1.95メートルは概ね2メートルと、そういった理解でよろしいかと思えます。

○議長（高吉粧一会長） 数金委員、よろしいでしょうか。

○3番（数金清美委員） あとですね、ふきを栽培するという事なんですけれども、実際申請者は農作物の栽培の経験が無いということなんですよね。

その辺の技術とかそういったものは自分で習得するものなのか、知見者に指導してもらえるものなのか、その辺は聞いていますか。

ある程度収入がないとこういったことができないと思うので。

○議長（高吉粧一会長） 末吉委員、担当ですので現地調査したほ場の内容を説明していただけるとわかりやすいかと思えます。

○2番（末吉光委員） 野ぶきなら水捌けもいいし、あとは収益がどれくらい上がるかどうか。

○議長（高旨粧一会長） 私も同席させてもらって、現地を見た限りでは今末吉委員が言われましたとおり、いくらか傾斜になっておりまして水田にやるよりは非常に有効かと思えます。

そのほ場につきましては、ある畜産農家がそこに幾年と堆肥を運んで、その畑に入れていました。

それですから、畑の内容は肥沃地であるという風に見受けられましたし、末吉委員もそのように現地ではお話をしてございました。

あと技術的な面は、夷隅の農業事務所等と相談しながら進めてもらえれば良い作物ができるのではないかと風に見受けられました。

○2番（末吉光委員） それと、申請者は未経験ではなくて稲作をやったことがあるので、未経験ではないので、そこは大丈夫だと思います。

○議長（高旨粧一会長） 数金委員、よろしいでしょうか。

○3番（数金清美委員） わかりました。

ありがとうございました。

○議長（高旨粧一会長） 他に皆様方ご質疑ございませんでしょうか。

はい、吉野委員

○1番（吉野茂子委員） 1年目、2年目、3年目と必ず更新するための監査みたいなものはあるのですか。

○議長（高旨粧一会長） はい、中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 毎年2月に状況報告ということで、報告をすることとなっております。

それで、その報告書の中で収穫のあった年については、その収量がどのくらいあったかとかそういったものを適正かどうか知見がある方ということで、代表例で言えば県の普及指導員が処理したり、農協の職員であったり、農業委員会の皆様がそれについて確認をするというそういった状況報告書というのを毎年2月に提出しなければいけません。

その3年分を見て、どうなのかという判断をしてですね、更新をしていくということになります。

○1番（吉野茂子委員） 毎年毎年1年ごとということですか。

○事務局長（中村泰輔） はい、2月にその年の状況を報告するということになります。

○1番（吉野茂子委員） 収入がいくらですとか、そういうものも出るのですか。

○事務局長（中村泰輔） 収量、単収ですね。

要するに何をどのくらい作付したかと、それでその単収がどれだけあったかと、そしてそれと同じ作物の平均収量がいくらかとか、それを比較するようなかたちになります。

○1番（吉野茂子委員） 必ず提出の義務ということですか。

○事務局長（中村泰輔） はい。

○1番（吉野茂子委員） はい、ありがとうございました。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより、採決をいたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条

により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成28年11月9日付けで決定を求められたものでございます。

このたびの11月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件、4,037平方メートルです。

資料の4ページをご覧ください。

申請番号1番、新戸の田3筆、延べ4,037平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年12月1日から5年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、及び、報告第2号、電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に係る事業計画書の提出について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 報告第1号、転用事実確認証明書の発行についてご報告いたします。

このたびの11月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は2件です。

転用完了につき転用事実確認証明書を発行いたしました。

続いて、報告第2号、電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に係る事業計画書の提出についてご報告いたします。

この電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置につきましては、農地法第4条及び5条の規定による転用許可を要しないこととなっております。

しかしながら、旧通商産業省公益事業局、現在の経済産業省資源エネルギー庁により農業上の土地利用との調整を図る観点から事業計画書により事業計画を各都道府県農地担当部局長への説明が義務づけられております。

県農業事務所の配慮によりまして、農業委員会を経由して事業計画書が提出されるという流れとなっております。

このたびの11月定例会にご報告すべき件数は1件でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言等ございましたらお願いいたします。

はい、藤江委員。

○7番（藤江義博委員） 今、事務局の方ですけれども公用車が無くて、毎月の議案配付、また現地確認など役所の空いている車で来ていると思うのですけれども、その点事務局の方で1台公用車があったらどうかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（高吉粧一会長） ただいま藤江委員から、農業委員会において専用の車両が無く、他の部署からお借りをしながら農業委員会業務を行っている、このような委員からのご発言がございました。

まさにその通りだということで、今まで私も4月から農業委員として厄介になっている訳ですけれども、常にこの車はどこ部署のものであるとか、どこから借りたとかというのを耳にすることがございます。

そういったことで農業委員会としても、円満なまた円滑な業務運営をするという観点から、藤江委員からご発言があった内容で市長の方をお願いをしてみようかと思っておりますけれども、委員の皆様どうでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 大変ありがとうございます。

異議なしとのお声がございましたので、市の財政等もあると思っておりますけれども、委員皆様の意を無にしないように市長に進言をしていきたいという風に思っておりますので、皆様方も何か市長とお会いする日、また懇親の席でもいいと思っておりますけれども、皆様方からお声を掛け、お力添えをいただければ非常にありがたいなという風に思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

他にせつかくの機会でございますので、ご意見ご発言がございましたらばお願いをいたしたいと思っております。

はい、吉野委員。

○1番（吉野茂子委員） 教えていただきたいのですが、最近ソーラーパネルが色々なところでできていますよね。

そこにソーラーパネルができるまでの課程、私は今日これを見て農地だったらこうやって審議があつてということなんですが、色々なところでできていますが、あれはどういう課程であの土地は農地でないとか、昔はどういう土地でできたとか、それって例えば勝浦市のメリットとかにはなりますか。

○事務局長（中村泰輔） わかる範囲でなんですが、まず設置のプロセスですけども、まず土地の選定なんですが、農地については、農業委員会で農地台帳として管理しています。

そこに載っているところは転用許可を受けないと設置ができません。

それ以外の土地は実際何をやっても自由なので、まず所有者がそこに太陽光発電施設を建てたいという風になりましたら、そこが農地か農地でないかを調べます。

それで概ね登記所に行って、登記の地目を調べたり、税務課から通知された固定資産税の課税通知の内容を見て、あそこの土地は農地じゃないんだ、ということでまず農地でない土地は、次にそこに電線をすぐに引けるかどうか、そういったことを東京電力に申し込む訳ですね。

それで東京電力の方で、そこは受給可能だと、繋げることが可能だということになれば、今度経済産業省でこういうパネルや電気の設備を設置したいということで、登録をして認可を受けます。

その2つが揃った時に、初めて今度資金の準備をしてですね、銀行に借りるなり、貯金をはたくなりして設置する、それが一連の流れになります。

○1番（吉野茂子委員） そしたら、建てますとなった時に勝浦市の景観があまり良くないんじゃないかという声が出て、設置する個人を尊重してやる訳ですか。

○事務局長（中村泰輔） 勝浦市は景観に対する厳しい条例がないので、自由な経済活動ということになってしまいますと、何の根拠もないのにそれを阻害することはできませんので、唯一農地だけは農地法であまり設置して欲しくないところに、もし設置するようであればここで話し合いで駄目ですよ、なんて話もできますけど、一般的には勝浦市ではそれを阻害することはできないことになっています。

私の知っている範囲で、●●の●●●では個人の太陽光発電施設への農地転用はできないという風になっています。

あそこは景観条例か何かでかなり厳しくしているそうなので、個人の太陽光発電施設の設置自体ができないということで厳しいと聞いています。

○1番（吉野茂子委員） 勝浦も色々なところでやっているの、何十年先には緑が無くな

るのかなって思うと、そういう条例があった方がいいんじゃないかなと、私は思います。

○議長（高旨粧一会長） よろしいでしょうか。

○1番（吉野茂子委員） はい、ありがとうございます。

○議長（高旨粧一会長） 他に何かご意見、ご質疑ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

それでは以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもちまして、平成28年勝浦市農業委員会11月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時15分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成28年11月22日

議長(会長)

署名委員

署名委員
